

総務部		随意契約件数	74件	金額		894,631,717 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1	行政企画課	令和7年度行政情報サービス「iJAMP」利用契約	令和7年4月1日	東京都中央区銀座5丁目15番8号	株式会社時事通信社	27,939,120 円	①本業務は、公務員向けに特化して取材・執筆された専門性の高い行政財政ニュース、官庁の人事データ、地方行財政調査会等の資料、過去蓄積されてきた貴重なデータや迅速なニュースの提供を受けるものである。 ②データ等の提供を受けるためには、「iJAMP」の利用契約が必要である。 ③上記を提供できる者は、株式会社 時事通信社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2	大分県北部振興局	R7北部農業農村整備事業現場技術業務委託(その4)	令和7年4月4日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	10,450,000 円	①本業務は、北部振興局管内のほ場整備工事における現場技術業務を委託するものである。 ②個人財産(土地)を対象とした工事であることから、利害関係者ときめ細やかな協議調整を要し、そのための資料作成など業務の遂行に際しては、ほ場整備の設計積算にかかる、知識と実務経験が必要である。 ③上記を有し、地方公共団体以外で農業土木標準積算システムを利用できる団体は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3	デジタル政策課	グループウェア利用に係るリモートアクセスシステム機能拡張部分に関する運用保守業務委託契約	令和7年4月1日	大分県大分市金池町3-3-11 金池MGビル	株式会社エイビス	2,820,180 円	①本業務は、グループウェア利用に係るリモートアクセスシステムの拡張機能に関する保守運用委託業務である。 ②これを行うためには、本体及び拡張システムの構成や設定を熟知している必要がある。また、障害等が発生した際に、迅速に原因の切り分けを行い対応できる必要がある。 ③上記条件を満たす者は株式会社エイビスのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4	デジタル政策課	電子計算機の賃貸借契約	令和7年4月1日	東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	株式会社JECC	85,924,575 円	①本業務は、県税総合等の本県の基幹システムを運用するサーバ(PRIMEQUEST 3400E2 及びその他オープン系サーバ機器一式)の調達を行うものである。 ②これを行うためには、XSP環境の構築が可能で、かつ現行の業務システムをプログラムに修正を加えることなく移行できる機種の調達が必要不可欠となり、このような機能を持つオープン系サーバである富士通社製のPRIMEQUESTが必要である。 ③上記を有する者は株式会社JECCのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5	デジタル政策課	大分県総務事務システム運用保守委託契約	令和7年4月1日	大分県大分市寿町5-20	富士電機ITソリューション株式会社	10,156,740 円	①本業務は、総務事務システムの運用保守を委託するものである。 ②これを行うためには、高度の技術力と当該システムに精通し、細部まで熟知していることが要求される。 ③上記の条件を満たすのは、総務事務システムの設計、構築から導入までの一連の開発作業を行ってきた富士電機(株)の業務移管先である富士電機ITソリューション(株)のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
6	デジタル政策課	プログラム・プロダクトの賃貸借契約	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17-58	富士通Japan株式会社 九州北部 公共ビジネス部	44,095,788 円	①本業務は、システム運用サーバ(PRIMEQUEST 3400E2)の基本プログラム(GSS2ii/PRIMEQUEST Standard Edition J他)の賃貸借を行うものである。 ②これを行うためには、PRIMEQUEST 3400E2に適合し、かつ、現行の業務システムに変更を加えることなく稼働する基本プログラムが必要である。 ③上記を有する者は既調達物品のメーカーである富士通Japan(株)のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
7	デジタル政策課	大分県統合利用番号連携サーバ運用保守業務委託契約	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17-58	富士通Japan株式会社 九州北部 公共ビジネス部	7,682,928 円	①本業務は、富士通製のパッケージソフトを核とした大規模オンラインデータベースシステムの運用保守委託を行うものである。 ②これを行うためには、当該システムの構成や設定を熟知している必要がある。また、障害等が発生した際に、迅速に原因の切り分けを行い対応できる必要がある。 ③上記の技術を有する者は、構築から導入までの一連の開発作業を行った富士通Japan(株)のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
8	人事課	大分県人事管理システム運用保守業務委託契約	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	10,552,245 円	①本業務は、職員の人事情報を管理するシステムとして、(株)オーイーシーが有するパッケージソフトをベースに、大分県向けにカスタマイズするため、その設計、構築から導入までの一連の開発を委託したシステムの運用保守委託業務である。 ②システムの運用に際しては、システム不具合の対応や軽微な変更等、早急に対応する必要がある。 ③上記を実施できる契約相手方は、パッケージソフトの著作権を有する開発業者である(株)オーイーシーのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部		随意契約件数	74件	金額		894,631,717 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
9	税務課	令和7年度軽油流通情報管理システム運用業務委託	令和7年4月1日	東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構	3,949,000 円	①本業務は、軽油引取税の賦課徴収事務を効率的に行うため、軽油流通情報管理システムにて申告数量等のデータの突合処理を委託するものである。 ②当該システムの運用は地方公共団体情報システム機構のみが行っており、他に行えるものがない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
10	大分県東部振興局	R7畑地化(畑)重藤計画資料作成委託業務	令和7年5月21日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	4,961,000 円	①本業務は、R7畑地化(畑)重藤計画資料作成委託業務を行うものである。 ②これを行うためには、土地改良制度に熟知しており、事業内容等について県土連の会員である市町村や土地改良区等に対して適切なアドバイスできる必要がある。 ③上記技術を有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
11	大分県東部振興局	R7防災減災東部ため池計画資料作成委託業務	令和7年5月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	11,418,000 円	①本業務は、農村地域防災減災事業「東部ため池」の事業計画書の作成を行うものである。 ②これを行うためには、土地改良制度に熟知しており、事業内容等について県土連の会員である市町村や土地改良区等に対して適切なアドバイスできる必要がある。 ③上記技術を有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
12	大分県豊肥振興局 大野川上流開発事業事務所	R7大野川上流農業農村整備事業4期現場技術業務委託	令和7年4月1日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	10,340,000 円	①本業務は、豊肥振興局大野川上流開発事業事務所管内のほ場整備工事における現場技術業務を委託するものである。 ②個人財産(土地)を対象とした工事であることから、利害関係者ときめ細やかな協議調整を要し、そのための資料作成など業務の遂行に際しては、ほ場整備の設計積算にかかる、知識と実務経験が必要である。 ③上記を有し、地方公共団体以外で農業土木標準積算システムを利用できる団体は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
13	学事・私学振興課	令和7年度未来を拓く私立学校キャリア教育サポート事業委託契約(キャリア教育コーディネーター設置・学校支援事業)	令和7年4月1日	大分県大分市大手町1丁目1-13	大分県私立中学高等学校協会	8,317,000 円	①本事業は、県内私立高等学校のキャリア教育を推進するものである。 ②これを行うためには、理事長会、校長会の開催、各校教職員の合同研修会実施など各私立中学・高等学校との密接な関係を有する必要がある。 ③これに適合するものを供給しているのが、大分県私立中学高等学校協会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
14	デジタル政策課	豊の国ハイパーネットワークに係るNTT地下管路等共同収容に関する契約	令和7年4月1日	大分県大分市長浜町3丁目15番7号	西日本電信電話株式会社	5,794,800 円	①本業務は、ネットワークを運営するために、架空で敷設できない区間(九電柱等がない)を地下管路等に共同収容を行うものである。 ②これを行うためには、地下管路等が必要である。 ③該当区間において管路等を所有しているのは西日本電信電話株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
15	デジタル政策課	通信設備等の保守等に関する契約	令和7年4月1日	大分県大分市長浜町3丁目15番7号	西日本電信電話株式会社	4,055,277 円	①本業務は、NTT西日本の局舎をアクセス拠点とし通信設備等を局舎内に設置し、ネットワーク運用の24時間365日の安定した稼働と保守を行うものである。 ②これを行うためには、電源設備、空調設備、耐震設備等が整っている場所に設置が必要である。 ③上記条件を満たす設置場所を提供しているのはNTT西日本のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
16	デジタル政策課	令和7年度データセンター施設賃借契約	令和7年4月1日	東京都港区海岸一丁目7番1号	ソフトバンク株式会社	15,187,920 円	①本業務は、県の保有する豊の国ハイパーネットワーク、総合行政ネットワーク、住民基本台帳ネットワーク、学校教育ネットワーク等の通信機器をデータセンター施設へ設置し、同施設の有するサービスの提供を受けるものである。 ②これを行うためには、高いセキュリティの確保と24時間365日運用に対応している必要がある。 ③該当地域において上記に対応可能なのはソフトバンク株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部		随意契約件数	74件	金額		894,631,717 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
17	デジタル政策課	令和7年度豊の国ハイパーネット ワーク運用管理業務	令和7年4月1日	東京都港区海岸一丁目7番1号	ソフトバンク株式会社	27,931,200 円	①本業務は県が運用するサーバ及びデータ通信機器等をデータセンター施設に設置し、同施設の有するサービスの提供を受けるものである。 ②電源の2重化、24時間空調、厳重なセンター内への入退室管理、強固な耐震設備等あらゆる災害に対応できるなど、より高度なセキュリティと堅牢なファシリティの確保に加え、障害等によるネットワーク停止の際、復旧を迅速に行うには、県内のデータセンター内に常に要員を確保し、24時間365日、機器やネットワークの状況を監視しておく必要がある。 ③上記施設を有する者はソフトバンク株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
18	デジタル政策課	大分県情報システムIaaS利用契約	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	90,112,979 円	①本業務は、大分県情報システムの運営をクラウドコンピューティングを利用して行うものである。 ②これを行うためには、「クラウドコンピューティング導入の手引き(平成25年3月)の「クラウドサービス選択の基本方針」に基づき、高速、大容量かつ安全性・信頼性が高いネットワーク上で提供されているIaaSを利用する必要がある。 ③上記サービスを提供しているのは、株式会社オーイーシーのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
19	デジタル政策課	大分県職員ポータルシステム運用 管理支援業務委託契約(長期 継続契約)	令和7年4月1日	大分県大分市金池町3-3-11 金 池MGビル	株式会社エイビス	3,453,100 円	①本業務は、大分県職員ポータルシステムの運用管理支援を行うものである。 ②これを行うためには、一体型ポータルとして大分県独自仕様を満たすために機能の開発や設定組み込みなどを把握している必要がある。 ③上記を有する者は(株)エイビスのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
20	行政企画課	おおいたPPP/PFI地域プラット フォーム運営等支援業務委託	令和7年6月10日	大分県大分市中央町2丁目9番22号 大分中央町ビルディング7階	株式会社大銀経済経営研究所	3,811,500 円	①本業務は、おおいたPPP/PFI地域プラットフォームの運営支援業務を委託するものである。 ②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、株式会社大銀経済経営研究所と契約するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
21	大分県公文書館	令和7年度公文書等細目入力委 託業務契約	令和7年4月1日	大分県大分市王子新町3-4	NPO法人大分県近現代資料調査 センター	2,995,947 円	①本業務は、簿冊に編綴されている各文書ごとにその内容を入力するものである。 ②これを行うためには、多岐にわたる行政文書の作成を経験し、個人(機微)情報に関する知識も有するなど、公文書に精通し、かつ、くずし字を理解できる人材を有する団体である必要がある。 ③県内での条件をみたす者はNPO法人大分県近現代資料調査センターのみである。 ④契約単価 203.5円/件	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
22	人事課	令和7年度大分県職員健康診断 業務委託契約	令和7年5月16日	大分県大分市宮崎1415番地	公益財団法人大分県地域成人病 検診協会 おおいた健診センター	76,917,379 円	①本業務は、大分県職員(約5,000名・非常勤職員含む)の健康診断(1)～(4)を行うものである。(1)一般健康診断(定期健康診断、特定業務従事者健康診断)(2)特別健康診断(有機溶剤、特定化学物質、船員)(3)その他の特殊健康診断(有機りん、情報機器、レーザー光線) ②これを行うためには、県の出先機関への巡回健康診断が必要である。 ③上記①、②に対応できる者は(公財)大分県地域成人病検診協会おおいた健診センターのみである。 ④単価契約:各項目ごと110～49,500円	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
23	大分県東部振興局	R7防災減災大分7(東部)劣化状 況評価委託業務	令和7年6月19日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	23,375,000 円	①本業務は、防災工事の必要性を判断するため、専門技術者が防災重点農業用ため池の堤体、洪水吐、取水放流施設等を対象に漏水・変形等の変化を把握し、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価する業務である。 ②これを行うためには防災工事の企画立案や現場条件等に精通している必要がある。 ③上記技術を有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
24	大分県東部振興局	R7畑地化綱井計画変更資料作 成委託業務	令和7年6月23日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	5,566,000 円	①本業務は、水田畑地化推進基盤整備事業「綱井地区」計画変更資料の作成を行うものである。 ②これを行うためには、土地改良制度に熟知しており、事業内容等について県土連の会員である市町村や土地改良区等に対して適切なアドバイスができる必要である。 ③上記技術を有する者は大分県土地改良時事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部		随意契約件数		74件		金額		894,631,717 円	
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由		地方自治法施行令 適用条項
25	大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R7畑地化野田換地事務委託業務	令和7年5月20日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,266,000 円	①本業務は、杵築市大字日野におけるほ場整備の換地事務（一時利用指定に関すること）を委託するものである。 ②換地業務は専門的な知識を必要とされるが、当該団体はこれまでその業務を受託している。 ③当該団体は、土地改良事業制度に熟知しており、換地業務に関しては、一般コンサルタントにはない豊富な知識、及びデータを有している。 ③上記資格や技術を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
26	大分県東部振興局 日出水利耕地事務所	R7防災減災大分7（日出水利）劣化状況評価委託業務	令和7年6月25日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	17,622,000 円	①当該団体は、平成25～27年度に新潟中越地震等の発生を受けおこなった「ため池一斉点検」、平成30年度に7月豪雨を受け短期間でおこなった「ため池緊急点検」の2つの点検を行っており、また「大分県ため池保全サポートセンター」を管理運営しており、日常的に管理者からの要請により、ため池の点検及び診断を行っている。 ②当該団体は、ため池改修実施に必要な事業計画書の策定についても受託しており、防災工事の計画立案や現場条件等に精通している唯一の団体である。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
27	大分県中部振興局	R7防災減災大分7（中部）劣化状況評価委託業務	令和7年6月16日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	25,927,000 円	①本業務は、管内一円の農業用ため池の劣化状況を把握し、決壊の危険性の評価を行うものである。 ②本業務を適正に実施するには、日常的に農業用ため池を点検・診断・管理していること、また、防災工事の計画・現場条件等に精通していることが必要である。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
28	大分県中部振興局	R7畑地化柚ノ木計画変更資料作成委託業務	令和7年6月23日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	3,003,000 円	①本業務は、水田畑地化推進基盤事業柚ノ木地区における計画資料の作成を行うものである。 ②本業務は経済効果の算定が必要であり、適正に業務を実施するためには、優れた情報収集、分析、経済効果算定能力があり、豊富な知識とデータ及び算術技術が必要である。 ③当該要件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
29	大分県中部振興局	R7防災減災栃ヶ迫溜池計画資料作成委託業務	令和7年6月23日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	13,464,000 円	①本業務は、防災重点農業用ため池等調査計画事業栃ヶ迫溜池における計画資料の作成を行うものである。 ②本業務は経済効果の算定が必要であり、適正に業務を実施するためには、優れた情報収集、分析、経済効果算定能力があり、豊富な知識とデータ及び算術技術が必要である。 ③当該要件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
30	大分県中部振興局	R7畑総津久見確定測量委託業務	令和7年6月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	4,191,000 円	①本業務は、畑地帯総合整備事業津久見地区の換地に係る確定測量を行うものである。 ②本業務を適正に実施するには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士が多数おり、換地の専門組織を有していることが必要。 ③当該要件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
31	大分県中部振興局	R7合理化（長）三船2期計画資料作成委託業務	令和7年6月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	8,250,000 円	①本業務は、農業水利施設保全合理化事業三船地区2期における計画資料の作成を行うものである。 ②本業務は経済効果の算定が必要であり、適正に業務を実施するためには、優れた情報収集、分析、経済効果算定能力があり、豊富な知識とデータ及び算術技術が必要である。 ③当該要件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
32	大分県中部振興局	R7合理化古井路計画資料作成委託業務	令和7年6月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	5,610,000 円	①本業務は、農業水利施設保全合理化事業古井路地区における計画資料の作成を行うものである。 ②本業務は経済効果の算定が必要であり、適正に業務を実施するためには、優れた情報収集、分析、経済効果算定能力があり、豊富な知識とデータ及び算術技術が必要である。 ③当該要件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
33	大分県中部振興局	R7合理化昭和井路（省）計画資料作成委託業務	令和7年6月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	6,380,000 円	①本業務は、農業水利施設保全合理化事業昭和井路（省）地区における計画資料の作成を行うものである。 ②本業務は経済効果の算定が必要であり、適正に業務を実施するためには、優れた情報収集、分析、経済効果算定能力があり、豊富な知識とデータ及び算術技術が必要である。 ③当該要件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。		地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部		随意契約件数	74件	金額		894,631,717 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
34	大分県豊肥振興局	R7畑地化ふるさと宮城白丹確定 測量委託業務	令和7年6月23日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,244,000 円	①本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認める者に委託を行うものである。 ②本業務は換地業務と密接に関連しており、切り離して実施することは不可能である。 ③大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有しているため、随意契約を締結するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
35	大分県北部振興局	R7畑地化(高)鍋島換地(その1) 委託業務	令和7年5月14日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,541,000 円	①本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものに委託を行うものである。 ②これを行うためには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有している必要がある。 ③上記専門知識や人材を有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
36	大分県北部振興局	R7畑地化伏田換地(その1)委託 業務	令和7年5月20日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	3,817,000 円	①本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものに委託を行うものである。 ②これを行うためには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有している必要がある。 ③上記専門知識や人材を有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
37	市町村振興課	住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバー集約センターの運用監視等に係る業務委託	令和7年4月1日	東京都千代田区一番町25番地全国市町村議員会館	J-LIS 地方公共団体情報システム機構	10,014,074 円	①本業務は、住民基本台帳ネットワークシステムの中で、データセンターに設置されている都道府県サーバーなどの機器及びネットワークの運用と監視を行うものである。 ②これを行うためには、住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバーは、集約センター内に集約化されており、安定した稼働及び障害発生時の迅速かつ的確な対応が必要である。 ③上記技術を有する者は国が指定する指定情報処理機関として、集約センター内の都道府県サーバーの構築、運用に関する業務を全国一律に実施してきた経緯がある当機構のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
38	市町村振興課	住民基本台帳ネットワークシステムにおけるファイアウォール監視及び保守に係る業務委託契約	令和7年4月1日	東京都千代田区一番町25番地全国市町村議員会館	J-LIS 地方公共団体情報システム機構	6,833,098 円	①本業務は、県及び各市町村に設置されているファイアウォールについて、状態監視・故障原因の把握・故障修理などを行うものである。 ②これを行うためには、住民基本台帳ネットワークシステムの初期設定、機器設置、動作確認、システム管理までの作業を一貫した体制で実施する必要がある。 ③上記技術を有する者は国が指定する指定情報処理機関として、住民基本台帳ネットワークシステムの導入時より、ファイアウォールの監視及び保守に関する業務を全国一律に実施してきた経緯がある当機構のみである	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
39	デジタル政策課	LoGoチャットサービス利用契約	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	26,799,696 円	①本契約は、新型コロナウイルス感染症や災害等の緊急時において、庁舎外でも迅速かつ効率的な連絡体制を構築することを目的として、従来のメール等の連絡手段よりも効率的な連絡が可能なチャットツールを導入するものである。 ②この目的を達成するには、以下の要件を満たすチャットツールを選定する必要がある。 ・LGWAN環境・インターネットの双方からアクセスが可能であること ・パソコン及びスマートフォンでの使用が可能であること ・インターネット経由で入手したファイルをLGWAN接続系に取込む場合は、ファイル無害化処理がなされること ・LGWAN-ASPで提供され、複数の地方公共団体の導入実績を有するサービスであること ③上記の要件を全て満たすサービスは、LGWAN環境でもインターネット環境でも利用できるクラウド型の自治体専用ビジネスチャットツールとして株式会社トラストバンクが提供する「LoGoチャット」のみであり、本製品を提供することができる本県で唯一の販売代理店である株式会社オーイーシーと随意契約を締結するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部		随意契約件数		74件		金額		894,631,717 円	
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項	
40	デジタル政策課	大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務委託契約	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	8,633,460 円	①本業務は、大分県が管理する情報システムの開発及び運用保守業務、電子計算機の運用保守業務を委託するものである。 ②年度替わりによるシステム対応を行うとともに、システムを安定的に運用しなければならない。そのためには業務を熟知し迅速かつ的確に業務を遂行する必要がある。 さらに、単に専門技術を有するのみならず、システムの運用には、県の制度等を熟知していなければならない。これらの作業を新たな業者により実施することは困難であり、システムの運用を滞りなく行うためには引継期間を要する。 ③上記理由により、令和7年4月1日から令和7年5月31日までの2ヶ月間に限り、令和6年度の受託業者である株式会社オーイーシーと随意契約を締結するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
41	デジタル政策課	令和7年度大分県市町村情報システム標準化・共通化支援業務委託	令和7年5月30日	大分県大分市東春日町17番57号	株式会社オーイーシー	5,500,000 円	①本業務は、情報システム標準化・共通化における市町村支援を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、本提案競技で定める審査基準に則り審査した結果、株式会社オーイーシーの企画提案が審査基準を満たし優れていると判断したため、契約するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
42	行政企画課	令和7年度包括外部監査契約	令和7年4月1日	大分県大分市大字賀来2802番地	個人	14,146,000 円	①本業務は、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性を強化するとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めるため、一定の資格等を有する外部の専門家と契約し、監査を実施するものである。 ②これを行うためには、行政運営に優れた識見を持ち、かつ、公認会計士等の資格を有する者である必要がある。 ③契約の相手方は公認会計士であり、監査委員の意見や議会の議決を経て決定したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
43	税務課	令和7年度滞納整理システム維持管理業務委託契約	令和7年4月1日	大分県大分市津留1979番地1	鬼塚電気工事株式会社	3,425,620 円	①本業務は、県税総合情報管理システムと連携しながら、県税の徴収事務の効率化を図るシステムの維持管理業務を委託するものである。 ②システムの円滑かつ効率的な運用を図るためには、適切な維持管理業務が不可欠であり、プログラムバグ修正、仕様変更及びデータ修正等の作業に迅速に対応しなければならない。 ③上記を満たすものは、システム開発全般に携わった鬼塚電気工事株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
44	税務課	森林環境税賦課徴収開始に伴う県税システム改修業務委託契約	令和7年4月1日	大分県大分市東春日町17番58号	富士通Japan株式会社九州北部公共ビジネス部	29,920,000 円	①本業務は、森林環境税賦課徴収開始に伴う県税システム改修業務委託を行うものである。 ②県税総合情報管理システム改修作業業務における要件定義、プログラム製造、プログラム修正、データベース追加変更等に対して確実な作業が行えることが必要である。 ③上記を満たすものは、システム開発全般に携わった富士通Japan株式会社九州北部公共ビジネス部のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
45	税務課	自動車登録・検査情報都道府県提供業務委託契約	令和7年4月1日	東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構	4,302,699 円	①本業務は、自動車税の賦課徴収事務を効率的に行うため、自動車登録ファイルから抽出された情報を自動車税システムに適合する形式に処理し、登録検査情報としてネットワーク配信により納入することを委託するものである。 ②上記の業務は、地方公共団体情報システム機構が独占的に行っており、他に行えるものがない。 ③単価契約：登録・検査情報 10.5円/1件 県外移転・抹消情報 2円/1件	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	

総務部		随意契約件数		74件		金額		894,631,717 円	
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項	
46	税務課	大分県自動車税収納事務委託契約(単備契約)	令和7年4月1日	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	13,976,077 円	①本業務は、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリによる自動車税種別割等の収納及び取りまとめについての収納事務を委託するものである。 ②平成19年度に企画提案を募集し、優れた提案を行った地銀ネットワークサービス(株)と契約を締結した。本県の自動車税種別割のシステムは、この事業者から送信される収納データの形態に合わせて改修されている。 ③②の理由により、地銀ネットワークサービス(株)と収納事務に関する委託契約を結ぶほかなく、他業者との競争には適さないもの。 ④単備契約:82.5円/件(消費税及び地方消費税額7.5円を含む)	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
47	大分県中部振興局	R7畑地化柚ノ木計画資料作成委託業務	令和7年7月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	6,292,000 円	①本業務は、水田畑地化推進基盤整備事業柚ノ木地区における計画資料の作成を行う委託業務である。 ②本業務は経済効果の算定が必要であり、適正に業務を実施するためには、土地改良事業制度を熟知しており、事業内容等について県土連の会員である市町村や土地改良区等の地元に対し適切なアドバイスが可能であるとともに、優れた情報収集、分析、経済効果算定能力があり、豊富な知識とデータ及び算定技術が必要である。 ③当該要件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
48	大分県中部振興局	R7県計単網代・冠計画資料作成委託業務	令和7年7月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	5,192,000 円	①本業務は、県営計画調査事業網代・冠地区における計画資料作成委託業務である。 ②本業務は経済効果の算定が必要であり、適正に業務を実施するためには、土地改良事業制度を熟知しており、事業内容等について県土連の会員である市町村や土地改良区等の地元に対し適切なアドバイスが可能であるとともに、優れた情報収集、分析、経済効果算定能力があり、豊富な知識とデータ及び算定技術が必要である。 ③上記資格や技術を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
49	大分県南部振興局	R7防災減災大分7実計(蛇崎)事業計画資料作成委託業務	令和7年6月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	8,800,000 円	①本業務は、今後改修工事を予定している防災重点農業用ため池の事業実施計画書を作成するものである。 ②本業務は、佐伯市や地元管理者及び地区住民と協議しながら策定するもので、関連する事業実施要綱・要領等に精通し、事業計画、経済効果算定等の知識や、ため池に関する各種情報収集や防災対策手法等を熟知し、ため池整備に係る実施計画策定(事業計画書作成)に精通していることが必要である。 ③大分県土地改良事業団体連合会は、これまで県南の防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る実施計画策定や経済効果算定など、多くの業務を受注した実績があり、本業務の実施が可能なのは当該業務に精通している同団体のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
50	大分県豊肥振興局	R7畑地化松本君ヶ園工区確定測量委託業務	令和7年7月1日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	3,597,000 円	①本業務は、換地計画原案に基づき実施した区画整理工事の土地境界、地積を確定させ、換地計画の樹立及び登記図面を作成するための、確定測量を行うものである。 ②本地区の換地業務は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士及び換地専門の組織を有している必要があるため、県内で唯一条件を満たしている大分県土地改良事業団体連合会が実施している。 ③本業務は換地業務と密接に関連しており、切り離して実施することは不可能であることから、大分県土地改良事業団体連合会と随意契約を締結する。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	

総務部		随意契約件数	74件	金額		894,631,717 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
51	大分県豊肥振興局 大野川上流開発事業事務所	R7畑地化高練木計画変更資料 作成委託業務	令和7年6月19日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	3,960,000 円	①本業務は、水田畑地化推進基盤整備事業高練木地区の事業計画書変更に必要な業務を行うものである。 ②これを行うためには、土地改良事業制度に熟知し、経済効果の算定に当たって、優れた情報収集及び分析、効果算定能力があり、一般コンサルにはない豊富な知識及び算定技術を要している必要がある。 ③上記技術を有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
52	大分県豊肥振興局 大野川上流開発事業事務所	R7畑総桑木計画変更資料作成 委託業務	令和7年6月19日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	5,610,000 円	①本業務は、畑地帯総合整備事業桑木地区の事業計画書変更に必要な業務を行うものである。 ②これを行うためには、土地改良事業制度に熟知し、経済効果の算定に当たって、優れた情報収集及び分析、効果算定能力があり、一般コンサルにはない豊富な知識及び算定技術を要している必要がある。 ③上記技術を有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
53	大分県西部振興局	R7河応(長)恵良計画書作成委託 業務	令和7年5月21日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	9,570,000 円	①本業務は、河川工作物応急対策事業によって行う恵良地区の事業計画の作成を行うものである。 ②事業計画資料の作成にあたっては、土地改良法及び土地改良事業制度に熟知して精通している必要がある。 ③大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業制度について精通し、事業計画書作成の受注実績が多く、事業内容等について市町村や土地改良区に対して適切なアドバイスが可能である。大分県土地改良事業団体連合会は、当該地区における本業務内容に精通し、業務の効率的遂行ならびに業務目的の達成を実現し得る唯一の機関である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
54	大分県北部振興局	R7防災減災大分7(北部その1) 劣化状況評価委託業務	令和7年7月3日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	11,429,000 円	①本業務は、防災工事の必要性を判断するため、専門技術者が防災重点農業用ため池の堤体、洪水吐、取水放流施設等を対象に漏水・変形等の変状を把握し、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価する業務である。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、これまで県下のため池に対して「ため池一斉点検」、「ため池緊急点検」を実施している。また、「大分県ため池保全サポートセンター」を管理運営しており、日常的に管理者からの要請により、ため池の点検及び診断を行っている。さらに、ため池改修事業実施に必要な事業計画書の策定についても受託しており防災工事の計画立案や現場条件等に精通している唯一の団体である。 ③以上の理由から、大分県土地改良事業団体連合会と随意契約を行うもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
55	大分県北部振興局	R7防災減災大分7(北部その2) 劣化状況評価委託業務	令和7年7月3日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	5,016,000 円	①本業務は、防災工事の必要性を判断するため、専門技術者が防災重点農業用ため池の堤体、洪水吐、取水放流施設等を対象に漏水・変形等の変状を把握し、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価する業務である。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、これまで県下のため池に対して「ため池一斉点検」、「ため池緊急点検」を実施している。また、「大分県ため池保全サポートセンター」を管理運営しており、日常的に管理者からの要請により、ため池の点検及び診断を行っている。さらに、ため池改修事業実施に必要な事業計画書の策定についても受託しており防災工事の計画立案や現場条件等に精通している唯一の団体である。 ③以上の理由から、大分県土地改良事業団体連合会と随意契約を行うもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部		随意契約件数		74件		金額		894,631,717 円	
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項	
56	大分県北部振興局	R7防災減災大分7(北部その3)劣化状況評価委託業務	令和7年7月3日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	21,263,000 円	①本業務は、防災工事の必要性を判断するため、専門技術者が防災重点農業用ため池の堤体、洪水吐、取水放流施設等を対象に漏水・変形等の変状を把握し、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価する業務である。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、これまで県下のため池に対して「ため池一斉点検」、「ため池緊急点検」を実施している。また、「大分県ため池保全サポートセンター」を管理運営しており、日常的に管理者からの要請により、ため池の点検及び診断を行っている。さらに、ため池改修事業実施に必要な事業計画書の策定についても受託しており防災工事の計画立案や現場条件等に精通している唯一の団体である。 ③以上の理由から、大分県土地改良事業団体連合会と随意契約を行うもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
57	大分県北部振興局	R7畑地化水崎換地(その1)委託業務	令和7年7月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	6,237,000 円	①換地業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱第3条の規定により、市町村・土地改良区・大分県土地改良事業団体連合会・その他知事が認めるものに委託を行うこととなっている。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、管理専門の組織を有している。 ③以上の理由から、大分県土地改良事業団体連合会と随意契約を行うもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
58	大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地事務所	R7畑地化上田原 換地委託業務	令和7年6月4日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,541,000 円	①本業務は、県営水田畑地化推進基盤整備事業「上田原地区」において換地業務を行うものである。 ②本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱により、市町村、土地改良区、大分県土地改良事業団体連合会及びその他知事が適当と認めるものに委託を行うこととされている。また、本業務は、「大分県土地改良事業団体連合会と随意契約を行うことができる場合の運用方針」で定める「換地業務」に該当する。 ③大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
59	大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地事務所	R7防災減災大分7(豊後大野)劣化状況評価委託業務	令和7年6月17日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	4,026,000 円	①本業務は、防災重点農業用ため池の劣化状況を評価するものである。 ②大分県土地改良事業団体連合会は、これまで県下のため池について以下の業務を実施している。 ・平成25～27年度に新潟県中越地震等の発生を受けて行った「ため池一斉点検」 ・平成30年7月豪雨を受けて短期間で行った「ため池緊急点検」 ③当該団体は、「大分県ため池保全サポートセンター」を管理運営しており、日常的にため池管理者からの要請により、ため池の点検及び診断を行っている。さらに、ため池改修事業実施に必要な事業計画書の策定も受託しており、防災工事の計画立案や現場条件等に精通している唯一の団体である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	
60	大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地事務所	R7畑地化宇田枝換地委託業務	令和7年6月17日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,035,000 円	①本業務は、県営水田畑地化推進基盤整備事業「宇田枝地区」において換地業務を行うものである。 ②本業務は、大分県土地改良事業換地業務委託要綱により、市町村、土地改良区、大分県土地改良事業団体連合会及びその他知事が適当と認めるものに委託を行うこととされている。また、本業務は、「大分県土地改良事業団体連合会と随意契約を行うことができる場合の運用方針」で定める「換地業務」に該当する。 ③大分県土地改良事業団体連合会は、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有している。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	

総務部		随意契約件数	74件	金額		894,631,717 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
61	デジタル政策課	令和7年度大分県情報セキュリティポリシー等作成支援業務委託	令和7年7月7日	大分県大分市長浜町3丁目15番7号	NTT西日本株式会社大分支店	5,368,000 円	①本業務は、水道事業及び病院事業において、セキュリティポリシー及び監査実施手順書のひな形を作成し、市町村におけるサイバーセキュリティの底上げを行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、3者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行ったNTT西日本株式会社大分支店と契約するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
62	学事・私学振興課	令和7年度未来を拓く私立学校キャリア教育サポート事業(私立学校理工系教育パワーアップ支援事業)委託契約	令和7年4月10日	大分県大分市府内町3-9-15	有限会社 大分合同新聞社	8,800,000 円	①本事業は、県内私立高等学校のキャリア教育を推進するものである。 ②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、審査基準を満たしていたため契約したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
63	大分県東部振興局	R7畑地化(畑)重藤基本設計委託業務	令和7年8月25日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	13,640,000 円	①本業務は、畑地等促進整備事業「重藤地区」の基本設計を委託するものである。 ②これを行うためには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士を多く抱え、換地専門の組織を有している必要がある。 ③上記を有するのは大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
64	大分県東部振興局	R7県計単成久農地再編整備構想資料作成委託業務	令和7年8月25日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	2,387,000 円	①本業務は、成久地区における農地再編整備構想資料作成を委託するものである。 ②本業務を実施するには、土地改良制度に熟知しており、事業内容等について県土連の会員である市町村や土地改良区等に対して適切なアドバイスができる必要がある。また、経済効果算定にあつては、優れた情報収集、分析、効果算定能力があり、一般コンサルにはない豊富な知識、データおよび算定技術を有する必要がある。 ③上記を有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
65	大分県東部振興局	R7県計単重藤農地再編整備構想資料作成委託業務	令和7年8月25日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	3,641,000 円	①本業務は、重藤地区における農地再編整備構想資料作成を委託するものである。 ②これを行うためには、土地改良制度に熟知しており、事業内容等について県土連の会員である市町村や土地改良区等に対して適切なアドバイスができる必要がある。また、経済効果算定にあつては、優れた情報収集、分析、効果算定能力があり、一般コンサルにはない豊富な知識データおよび算定技術を有している必要がある ③上記を有するものは大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
66	大分県中部振興局	R7畑総(耕)峰ヶ丘計画策定委託業務	令和7年7月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	12,650,000 円	①本業務は、県営畑地帯総合整備事業峰ヶ丘地区における、ほ場整備の基本計画を策定する委託業務である。 ②当該地区の農業水利施設(パイプライン)の更新整備を大分市が進めており、その測量設計業務を大分県土地改良事業団体連合会が行っている。今回のほ場予定地においては、このパイプラインからの取水を予定しており、ほ場整備設計における計画用水量の検討等、両業務が密接に関連することから業務の効率的な遂行を図るため必要である。 ③上記資格や技術を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
67	大分県中部振興局	R7畑総津久見換地委託業務	令和7年7月30日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	4,763,000 円	①本業務は、県営畑地帯総合整備事業津久見地区の換地委託業務を行うものである。 ②本業務を適正に実施するには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士が多数おり、換地の専門組織を有していることが必要。 ③当該条件を満たす者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部		随意契約件数	74件	金額		894,631,717 円		
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
68	大分県中部振興局	令和7年度かんしょ産地サル被害 対策実証事業 ニホンザル生息 状況調査等委託業務	令和7年4月7日	東京都八王子市小宮町992番地7	株式会社野生動物保護管理事務 所	2,470,600 円	①本業務は、臼杵市野津町のかんしょ産地におけるニホンザル生息状況調査を行うものである。 ②これを行うためには、科学的知見に基づいた計画的な作業やノウハウ及び昨年度設置したGPSデータ回収する機器が必要。 ③委託目的・内容を効果的かつ効率的に実施できるのは㈱野生動物保護管理事務所のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
69	大分県豊肥振興局	令和7年度酒蔵等を活用した地域 活性化事業委託業務	令和7年4月8日	大分県大分市新川西二丁目7ー1	大分朝日放送株式会社	4,998,000 円	①本業務は、「令和7年度酒蔵等を活用した地域活性化事業委託業務」を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、「令和7年度酒蔵等を活用した地域活性化事業委託業務企画提案競技審査委員会」において、5者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った「大分朝日放送株式会社」と契約したものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
70	大分県豊肥振興局 大野川上流開発事業事務所	R7畑地化下今確定測量委託業務	令和7年7月7日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	9,350,000 円	①本業務は、水田畑地化推進基盤整備事業下今地区の確定測量業務を行うものである。 ②これを行うためには、測量技術はもとより土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士が必要である。 ③上記技術を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
71	大分県豊肥振興局 大野川上流開発事業事務所	R7畑地化下今換地委託業務	令和7年7月31日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	3,586,000 円	①本業務は、水田畑地化推進基盤整備事業下今地区の換地業務を行うものである。 ②これを行うためには、土地改良法に精通し、換地の専門知識を有する換地士が必要である。 ③上記技術を有する者は、大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
72	大分県北部振興局	宇佐駅リニューアルに係るイベント 開催・運営等業務	令和7年7月23日	大分県大分市大道町1ー5ー6	JR九州エージェンシー株式会社	4,070,440 円	①本事業は、令和7年9月に待合室等がリニューアルされる予定の宇佐駅において、宇佐市の地場産品等の出店など、宇佐・国東半島地域の特色を生かした効果的なイベントを開催することで、駅の賑わい創出や誘客促進等を図るものである。 ②本業務を委託するにあたり、2者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行ったJR九州エージェンシー株式会社大分支店と契約するもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
73	大分県北部振興局	R7畑地化森 計画変更資料作成 委託業務	令和7年7月22日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	4,422,000 円	①本業務は、水田畑地化推進基盤整備事業「森地区」における事業計画の変更資料を作成するものである。 ②これを行うためには、優れた情報収集能力、分析・効果算定能力、豊富な知識、算定技術が必要である。 ③上記能力及び技術を有する者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

総務部

随意契約件数

74件

金額

894,631,717 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
74	県政情報課	令和7年度特定信書便送達業務	令和7年4月1日	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭4丁目12番5号	佐川急便株式会社	2,244,275 円	①本業務は、郵送で送付できない特定信書便物を取り扱う業務である。 ②これを行うためには、 ア 所属からの依頼にあたり自治体や企業に限らず個人あてのものがあるため個人への送達が可能であること。 イ 送達は県内や九州内に限らず全国にわたるため、送達エリアは全国であること。 ウ 県政情報課文書室においてその日のうちに持ち込まれた所属からの文書は、その日のうちに送付する取扱いとしている。 このため、大分県内に事業所があり、毎日15時以降に文書室を訪問し収集できる業者であること。 ③上記内容に対応ができるのは佐川急便株式会社九州支社のみである。 ④単価契約：2kg以下(60サイズ) 1,050円/個 5kg以下(80サイズ) 1,050円/個 10kg以下(100サイズ) 1,350円/個 ほか	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号